

報道関係者 各位

担当

令和5年11月27日
広島労働局労働基準部監督課
監督課長 伊達健司
労働基準監督官 岡崎貴広
電話 082-221-9242

いわゆる時間外労働の2024年問題について

県民の皆様に御協力をお願いします！！

～広島労働局が街頭キャンペーンを実施～

広島労働局（局長 釜石 英雄）は、令和6年（2024年）4月から時間外労働上限規制が適用される建設業、自動車運転の業務、医業従事の医師（別添1）について、県民の皆様の御理解と御協力をお願いするため、街頭キャンペーンを実施します。

対象の業種等は、事業者の自主的な努力のみでは労働時間の削減が困難な職種で、働き方を変える取組への県民の皆様の御理解と御協力が不可欠であり、幅広く周知することが必要であることから、街頭キャンペーンを実施するものです。

実施概要

1 日時

令和5年12月14日（木）9：00～9：30

2 実施場所

JR広島駅南北自由通路

3 内容

広島労働局長及び同局職員が「くらし、はたらき、ともにススメ！」と記載したクリアファイル（別添2）等を広く県民の皆様に配布します。

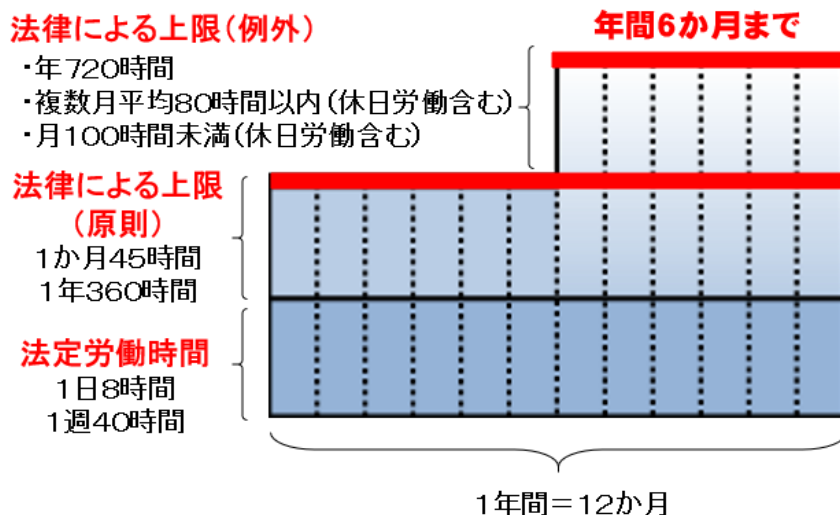


当日は、「広島県観光PRキャラクター『ひろしま清盛』」も応援に駆け付けます。

◎ 報道関係者の皆様へ

当日は、取材もお受けいたしますので、取材希望の方は、電話により事前にお申し込みください。

時間外労働の上限規制



適用猶予・除外の事業・業務

適用猶予事業・業務

事業・業務	猶予期間終了後の取扱い(2024年4月以降)
工作物の建設の事業	災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。
自動車運転の業務	特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制が適用されません。 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師	特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1860時間(※)となります。 時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制が適用されません。 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。 医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。 ※特別条項付き36協定を締結する場合、特別延長時間の上限(36協定上定めることができる時間の上限)については、 A水準、連携B水準では、年960時間(休日労働含む) B水準、C水準では、年1,860時間(休日労働含む) となります。 なお、医業に従事する医師については、特別延長時間の範囲内であっても、個人に対する時間外・休日労働時間の上限として副業・兼業先の労働時間も通算して、時間外・休日労働を、 A水準では、年960時間/月100時間未満(例外的につき100時間未満の上限が適用されない場合がある) B・連携B水準・C水準では、年1,860時間/月100時間未満(例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある)とする必要があります。
鹿児島県及び中縄県における砂糖製造業	上限規制がすべて適用されます。 ※猶予期間中も、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制以外は適用されます。

くらし、 はたらき、 ともに ススめ!

たとえば

働き方の
変化にあわせて、
わたしたちに
できること。



トラック

宅配ボックスなどを
活用した
置き配を利用しよう



バス・タクシー

バスの発車時に
進行の妨げになら
ないよう道を譲ろう



建設業

著しく短い工期を
前提とした
工事依頼は控えよう



医師

WEBサイト
「いきサポ」



2024年4月から

建設業、
トラック・バス・
タクシードライバー、
医師の、

時間外労働の
上限規制が
適用されます。

「時間外労働の上限規制」・・・
残業の時間に上限を設け、過度の残業をなくし、
働く方の健康を確保するようにするためのものです。
建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師は
他の業種に比べ残業が多い実態があることから、
働き方改革が急務となっています。

適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト
はたらきかたススめ

